

## 危険物（火薬類・高圧ガス）の取扱に関する事務

### 【移譲の概要】

- 全市町に移譲  
(火薬類の製造・販売業の許可, 高圧ガスの製造・貯蔵所の許可等)
- 消防一部事務組合での実施が5市町, 他団体への事務委託による実施が8市町。

### 【市町の主な声】 ~19市町が, 具体的な成果があったと回答

- 移譲前は, 事業所の届出や許可申請の際は, 県庁に出向く必要があったが, 現在は, **身近な市町で申請**などができるようになり, **事業者の負担が軽減**した。
- 市町が従来から担っている消防法上の危険物施設と移譲を受けた火薬類, 高圧ガス設備をともに有する事業所には, **一体的に指導が可能**となった。
- **管内の高圧ガス施設や火薬類の存在を日頃から把握**しておくことで, **災害時などに迅速な対応が可能**となった。

### 【独自の取組事例】

- 火薬類・高圧ガスの届出・許可などが必要ない**小規模な事業所**についても, **実態把握**を行い, 定期的な立入調査を実施するなど, **積極的に防火指導を実施**している。
- 県内初となる**手筒煙火の消費**などについて, 事務処理要領を県と調整のうえ作成し対応した。